

宮城県木造家屋等建築工事安全対策委員会要綱

1. 名称

本委員会は、宮城県木造家屋等建築工事安全対策委員会（以下「安全対策委員会」という。）と称する

2. 目的

安全対策委員会は、宮城県内における木造家屋等低層住宅建築工事に関する団体及び職別工事業団体等が相互に連絡協議するとともに、その連携のもとに関係者の自主的労働災害防止活動の促進を図り、同工事における労働災害（以下「木建災害」という。）を防止することを目的とする。

3. 構成

(1) 委員

安全対策委員会の委員は、宮城県における木造家屋等低層住宅建築工事に関係する団体及び職別工事業団体並びに地区木造家屋等建築工事安全委員会（以下「地区安全委員会」という）を代表する者とする。

(2) 安全対策委員会の構成及び会議

イ. 安全対策委員会は、委員長、副委員長 3 名、監事 2 名及び委員をもって構成する。

委員長は、建設業労働災害防止協会宮城県支部長とし、副委員長及び監事は委員の互選により決める。

ロ. 委員長は、本会を代表し、会務を統轄する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

監事は、経理の状況を監査する。

ハ. 安全対策委員会は、7 月に開催するほか、委員長が必要と認めた時に開催する事ができる。

(3) 幹事会

幹事会は委員団体の事務局長又はこれに代わる者及び委員長が特に指名する者をもって構成し、安全対策委員会の運営に関する事項の調査、研究、活動計画の検討等を行う。

4. 協議事項等

安全対策委員会は、次の事項について協議するとともに、その計画的な推進を図ることとする。

(1) 足場先行工法の普及・定着に関すること。

(2) 地区安全委員会に対する取組好事例の紹介、各種資料の作成配布などの必要な指導・援助に関すること。

(3) 各責任者、各労働者に対する安全衛生教育の実施計画の樹立及びその推進に関すること。

(4) 工事用設備、作業方法等工事の安全施工についての検討及び研究に関すること。

(5) 事業主から各労働者に至るまでの安全意識の高揚についての具体的方法に関すること。

(6) 木建災害防止に関する「のぼり」掲揚の全県下への徹底などによる県内全体の木建災害防止に対する気運の醸成に関すること。

- (7) 労働災害発生状況、安全衛生管理技術等についての情報収集及びその周知に関すること。
- (8) 一般労働条件の改善などに関すること。
- (9) その他労働災害防止活動の促進を図るため必要な事項に関すること。

5. 地区安全委員会等

安全対策委員会に地区安全委員会及び安全指導員を置くほか、専門部会を置くことができる。

(1) 地区安全委員会

- イ. 地区安全委員会は、原則として県下労働基準監督署の管轄区域単位に置き、○○地区安全委員会と称する。
- ロ. 地区安全委員会は、安全対策委員会の属する団体の下部組織の代表者等によって構成し、その委員数は、地区安全委員会において定める。
- ハ. 委員長は、委員の互選により決める。
- ニ. 地区安全委員会は、安全対策委員会が定める事項の施行に当たるほか、他区内の現状の把握に努め、これに対応する安全対策の樹立及びその推進に当たる。

(2) 安全指導員

安全指導員は地区内で施工される木造家屋等低層住宅建築工事の安全に関する指導に当たる。

安全指導員の設置・職務などについては、別に定める。

(3) 専門部会

労働災害防止の技術的事項を検討するため、必要に応じ安全対策委員会に専門部会をおくことができる。

6. 委嘱及び任期

幹事、安全指導員及び専門部会は、安全対策委員長が委嘱する。その任期は、特に設けない。

7. 庶務

安全対策委員会の庶務は、建設業労働災害防止協会宮城県支部に置く。

8. 経費

安全対策委員会の運営に要する経費は、必要に応じ委員合議の上、各委員団体において分担する。

付則

この要綱は、昭和58年3月22日から施工する。

〃 59年2月27日	〃	(副委員長1名増)
〃 61年9月11日	〃	(監事を規定)
平成10年3月12日	〃	(委員会の構成ほか)
平成28年7月27日	〃	(安全対策委員会の開催時期等)